

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

2019年3月6日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

株式会社カウリス代表取締役 島津 敦好
関西電力株式会社送配電カンパニー長 土井 義宏

3. 認定新技術等実証計画の目標

株式会社カウリス（以下「カウリス」という。）が「なりすまし」による不正な口座開設に係る検知サービスを提供するにあたり、本新技術等実証（以下「実証」という。）において関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）が保有する電力設備情報の一部を活用することにより、同サービスの実効性が向上することを検証する。

これにより、金融インフラが犯罪等に用いられる 것을防止するという社会課題に対応するとともに、公的サービスにおけるデータとIT企業の技術が連携する新たなビジネスモデルを構築する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

株式会社セブン銀行（以下「セブン銀行」という。）がインターネット上で受け付けた口座開設の申請について、カウリスが提供する既存の不正検知サービスにおいて、関西電力の保有する電力設備情報の一部を活用することにより、当該申請内容が適正であるかどうかを判定する精度を向上させる。

参加者等の間で覚書を締結することにより同意を取得する。

同覚書において、本実証で用いる情報を目的外に利用しないこと、参加者等以外の者に漏洩しないこと等を含め、参加者等それぞれの役割と責任を明確化するとともに、セキュリティ確保の観点から、本実証で用いる情報の管理、通信において必要な情報漏洩対策等を講ずる。

セブン銀行は、本実証の実施にあたり同社HP上で告知し、顧客に対して情報提供を行う。

参加者等の同意を取得したときはその旨を、実証開始後1か月ごとに実証の状況（上記措置の実施状況を含む。）を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関し事故等があったときはその状況と講じる措置の経過を、また、個人情報保護委員会及び経済産業大臣から報告依頼があった場合はその都度、それぞれ個人情報保護委員会及び経済産業大臣に報告する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証において目的外利用の禁止、情報漏洩防止の措置等が適切に機能していることを確認することにより、小売電気事業者間の公正競争が妨げられないこと、個人情報が適切に取り扱われていることを確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

2019年3月18日から2019年6月30日まで

(2) 実施場所

関西電力の管轄内 の一部地域

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

カウリス、関西電力送配電カンパニー及びセブン銀行

(2) 参加者等の同意の取得方法

参加者等の間で覚書を締結することにより同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

（禁止行為等）

第23条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の使用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 （略）

2 （略）

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～四 （略）

2～6 （略）

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内

容

なし